

事業活動を支える体制

目次

コーポレートガバナンス

- 46 住友商事の原点
 - 47 コーポレートガバナンス体制
 - 50 インターナルコントロール・内部監査
 - 51 コンプライアンス
 - 52 リスクマネジメント
 - 54 企業の社会的責任（CSR）
 - 58 役員
-

事業運営体制

- 60 組織図
 - 61 国内ブロック・法人／海外法人
 - 62 グローバルネットワーク
 - 64 主要住友商事グループ会社
-

住友商事の原点

住友商事の価値判断の拠り所は、「住友商事グループの経営理念・行動指針」にあります。「経営理念」は、住友400年の歴史に培われた「住友の事業精神」をベースに、今日のかつグローバルな視点を加えて、平易かつ体系的に整理し直したものです。「行動指針」は、経営理念を実現するための企業及び役職員の行動のあり方を定めたものです。

経営理念

「住友商事グループの経営理念・行動指針」前文にある「常に変化を先取りして新たな価値を創造し、広く社会に貢献するグローバルな企業グループ」は、住友商事が「目指すべき企業像」を表しています。

経営理念第1項目の「健全な企業活動を通じて豊かさと夢を実現する」は、住友商事の「企業使命」を、第2項目の「人間尊重を基本とし、信用を重んじ確実を旨とする」は、住友商事の「経営姿勢」を、第3項目の「活力に溢れ、革新を生み出す企業風土を醸成する」は、住友商事の「企業文化」を、各々表現しています。

住友商事は、経営理念に示された価値基準をグループ内で共有し、個々の事業活動において実践することで、全てのステークホルダーの経済的・社会的価値の実現や向上に貢献していきます。

住友の事業精神

この経営理念の原点は、創業以来400年以上にわたって住友グループ内で継承・堅持されてきた「住友の事業精神」にあります。

その骨子は、「住友の事業活動は、日々の市場変動に一喜一憂することなく、信用を大事にして誠実・健全を心がけるとともに、時代の転換点では自ら率先して構造改革に取り組むことで、自社のみならず社会にとっても有意義な価値を生み出すものでなければならない」というもので、今日でも十分に通用する普遍的な価値観を謳ったものでした。

しかしながら、400年以上の時間の経過を経て、今日の役職員には難解な表現、グローバルに事業を展開する企業として補足すべき点もあったことから、1998年、今日のかつグローバルな視点を加えて、平易な表現に改めるとともに体系的に整理し直して経営理念としました。

住友商事グループの経営理念・行動指針

目指すべき企業像

私たちは、常に変化を先取りして新たな価値を創造し、広く社会に貢献するグローバルな企業グループを目指します。

経営理念

<企業使命>

・健全な事業活動を通じて豊かさと夢を実現する。

<経営姿勢>

・人間尊重を基本とし、信用を重んじ確実を旨とする。

<企業文化>

・活力に溢れ、革新を生み出す企業風土を醸成する。

行動指針

- ・住友の事業精神のもと、経営理念に従い、誠実に行動する。
- ・法と規則を守り、高潔な倫理を保持する。
- ・透明性を重視し、情報開示を積極的に行う。
- ・地球環境の保全に十分配慮する。
- ・良き企業市民として社会に貢献する。
- ・円滑なコミュニケーションを通じ、チームワークと総合力を発揮する。
- ・明確な目標を掲げ、情熱をもって実行する。



住友の事業精神を表した文殊院旨意書（1650年頃住友史料館所蔵）

コーポレートガバナンス体制

当社は、コーポレートガバナンスとは、「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」及びこれを達成するための「経営の透明性の確保」にあるとの認識のもと、株主を含めた全てのステークホルダーの利益にかなう経営を実現するコーポレートガバナンスの構築に努めています。

これまでのコーポレートガバナンスの強化・充実に向けた取り組み

これまで当社では、取締役会規模の適正化、会長・社長の任期の設定、取締役の任期の短縮、諮問機関の設置、監査役体制の強化と機能の充実、執行役員制の導入、社外アドバイザーの起用などにより、コーポレートガバナンスの強化・充実に努めてきました。

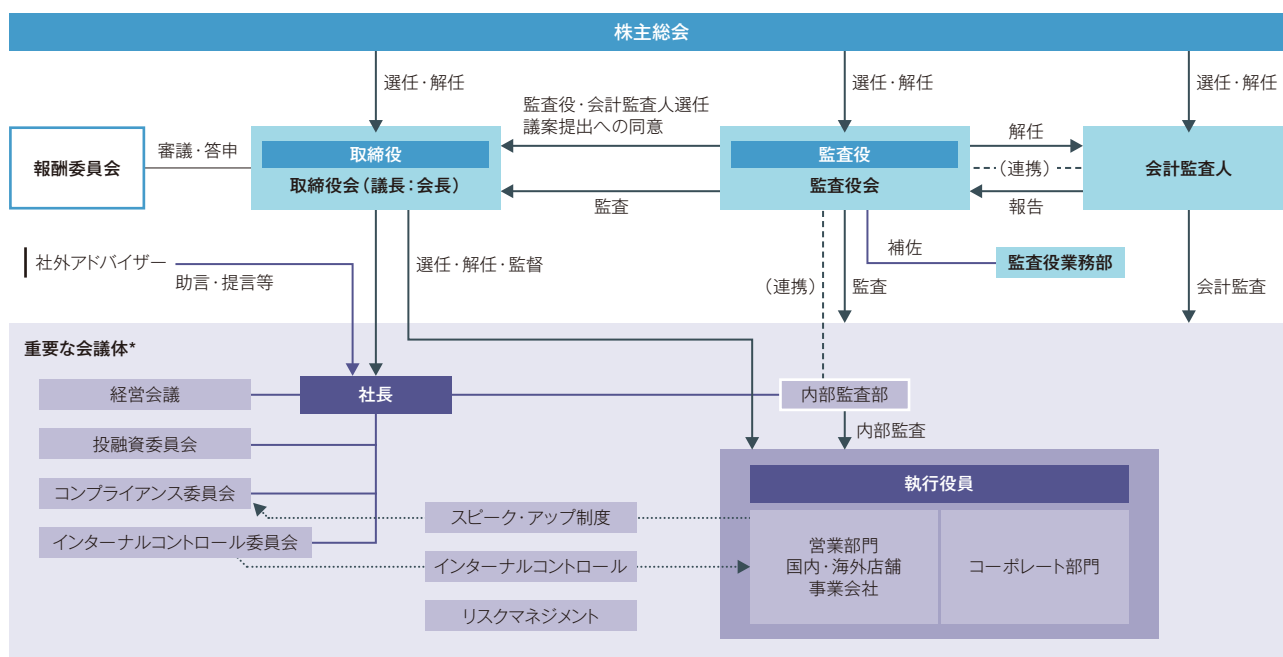
また、当社のコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方について、「住友商事コーポレートガバナンス原則」としてまとめ、当社のWebサイトで公表しています。

<http://www.sumitomocorp.co.jp/company/governance/detail01.html>

当社のコーポレートガバナンスの特長

2003年4月から、旧商法のもとで委員会設置会社制度も選択できるようになりましたが、当社は、従来の監査役設置会社制度を継続した上で、その監査体制を一層強化・充実させるとともに、社外の多角的な視点からの監査や社外アドバイザーからの意見・提言により、外部の視点を取り入れた経営体制としています。また、当社は、住友の事業精神のもと、住友商事グループの「経営理念・行動指針」を制定し、法と規則の遵守など、当社グループとして尊重すべき価値観を共有すべく、役職員への徹底を図っています。さらに、「経営の健全性」の観点から、コンプライアンス委員会の設置及び「スピーク・アップ制度」の導入など、法と規則を遵守するための体制を整えています。また、経営者自身が高潔な倫理観をもって経営にあたるのが大切であるとの観

住友商事のコーポレートガバナンス体制



* 経営会議：経営に関する基本方針・重要事項について意見交換・情報交換
 投融資委員会：重要な投融資案件等の審議
 コンプライアンス委員会：経営の健全性維持の観点からの当社グループ全体のコンプライアンスの徹底
 インターナルコントロール委員会：インターナルコントロールの効率的、効果的な実施の支援

点から、取締役会長及び取締役社長の任期を原則としてそれぞれ最長6年とすることを「住友商事コーポレートガバナンス原則」において明記しています。

当社は、昨年、社外委員を含むコーポレートガバナンス原則改定検討委員会を設置して、社外取締役の導入についても議論しましたが、かかる現在の経営体制が、現時点では、コーポレートガバナンスの一層の強化・充実の観点から最も合理的であると判断しました。しかしながら、最適なコーポレートガバナンスのあり方について引き続き検討していきます。

「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」のための仕組み

取締役及び取締役会

■ 取締役会規模の適正化

2003年に取締役の人数を24名から半減させ、2010年7月現在、取締役の人数は12名となっています。これにより、業務執行の監督と重要な経営事項の決定の機能を担う取締役会で、従来にも増して実質的で活発な議論と迅速な意思決定を行える体制となっています。

■ 取締役の任期の短縮

事業年度ごとの経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、2005年6月に取締役の任期を2年から1年に短縮しました。

■ 取締役会長・取締役社長の任期の制限

相互牽制の観点から、原則として取締役会長及び取締役社長を置くこととし、これらの役位の兼務は行わないこととしています。

また、取締役会長及び取締役社長の任期は原則として、それぞれ6年までと定めています。これにより、経営トップが交代しないことで、ガバナンス上の弊害が発生する可能性を排除しています。

■ 取締役会の諮問機関の設置

当社の取締役及び執行役員の報酬・賞与の決定プロセスの透明性及び客観性を一層高めるため、取締役会の諮問機関として、半数以上が社外委員で構成される報酬委員会を設置しています。この報酬委員会は、取締役及び執行役員の報酬・賞与に関する検討を行い、その結果を取締役に答申しています。

監査役及び監査役会

■ 監査役体制の強化と機能の充実

外部の視点からの監視体制の強化のため、2003年6月に社外監査役を1名増員しました。これにより、監査役5名のうち3名が社外監査役で、そのうち2名が検事総長や東京高等裁判所長官の経歴を持つ法律家、1名が会計の専門家と、多角的な視点からの監査体制となっています。また、社外監査役3名は、各証券取引所の上場規程に定める独立役員の条件を満たすなど、高い独立性を有しています。

■ 監査役監査の実効性の確保

監査役は、監査上不可欠な情報を十分に入手するため、取締役会をはじめとする重要な社内会議に必ず出席するほか、取締役会長・取締役社長と経営方針や監査上の重要課題について毎月意見を交換しています。さらに、監査役を補佐する監査役業務部を置き、監査業務が支障なく行われ、監査役の機能が最大限果たせるようにしています。

■ 内部監査部門、会計監査人との連携

監査役は、効率的な監査を行うため、内部監査部と緊密な連携を保ち、内部監査の計画及び結果について適時に報告を受けています。

また、会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人の監査講評会への出席、在庫棚卸監査への立会などを行い、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図っています。さらに、監査役は、インテナルコントロール委員会に出席し、また、その他内部統制を所管する部署に対して、内部統制システムの状況についての報告や監査への協力を求めています。

執行役員制の導入

当社では、業務執行の責任と権限の明確化と取締役会の監督機能強化を目的として、執行役員制を導入しています。この制度のもと、取締役会で選任された執行役員39名のうち、執行の責任者である事業部門長7名を含む11名の執行役員が取締役を兼任することで、取締役会での意思決定と業務執行のギャップを防ぎ、効率的な経営を目指しています。

■ 社外アドバイザーの起用

社外の方々の考え方を経営に取り入れるため、社外の有識者数名を社外アドバイザーに起用し、経営会議メンバーとの会議を行っています。経営課題に関するさまざまなテーマについて、幅広い視点から助言・提言を得ているほか、リーダーシップやキャリアデベロップメントなど、各アドバイザーの専門分野について社内各層向けに講演・講義をしていただいています。

「経営の透明性の確保」のための体制

情報開示の基本方針

当社は、当社の経営方針と営業活動を全てのステークホルダーに正しく理解いただくため、法定の情報開示にとどまらず、任意の情報開示を積極的に行うとともに、開示内容の充実に努めています。

株主・投資家とのコミュニケーション

■ 株主総会における議決権行使の促進に向けた取り組み

当社は、定時株主総会の3週間前に招集通知を発送するとともに英文版も作成し、当社のWebサイトに掲載しています。2004年からはインターネットによる議決権行使、2005年からは携帯電話からのインターネットによる行使もできるようにしました。さらに、2007年からは(株)東京証券取引所などにより設立された合弁会社、(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用し、機関投資家のために議案内容の十分な検討時間を確保しています。

■ 各種情報の開示

当社のWebサイトには、決算情報・有価証券報告書・適時開示資料・会社説明会資料など、投資判断に資する資料をタイムリーに掲載しているほか、当社がグローバルに展開するプロジェクトの特集を組み紹介するなどグループ全体のトピックスを幅広く発信しています。さらに、アニュアルレポートや社会と環境に関するレポート、広報誌「SC NEWS」を発行し、積極的な情報開示を行っています。

■ IR活動

当社はWebサイトでの情報開示の充実に努めているほか、株主・投資家の皆様とのダイレクト・コミュニケーションの場として、国内のアナリスト・機関投資家向けにマネジメントの出席のもと、年4回、定期的な決算説明会を行っています。海外投資家に対しては、米国・英国をはじめ、欧州・アジア方面を訪問し、継続的に個別ミーティングを実施しています。また、個人投資家向けには、2004年度以降、継続して会社説明会を開催しており、2009年度は全国5都市で開催し、合計で約1,350名の個人投資家が参加しました。

今後も、経営の「透明性」を高めつつ、株主・投資家の皆様との信頼関係の強化に努めていきます。

当社は、コーポレートガバナンス体制の強化・充実を行うとともに、「経営の効率性の向上」及び「経営の健全性の維持」の観点から、内部統制の実効性の維持・向上のため、インテナルコントロール、内部監査、リスクマネジメント、コンプライアンスの一層の徹底・強化に努めています。

社外監査役からのメッセージ



原田 明夫
社外監査役
弁護士
2005年に当社社外監査役に就任

私は30年にわたる法曹界での経験において、企業というものをさまざまな角度から見てきました。その中で企業の経済的な側面だけではなく、社会的な役割の大きさについて認識を深めてきました。住友商事はグローバルに多様な事業を営んでおり、私のこのような経験を実践的に活かせる場となっています。

また、住友グループ内で400年以上にわたって受け継がれてきた「住友の事業精神」には、「確実に旨とし浮利に^{はし}趨かず」とあり、この存在が事業を行う上での住友商事の拠り所となっているように

感じます。私は取締役会に出席し、コンプライアンスの遵守状況や、ステークホルダーに対し必要な情報が提供されているかなど、外部の視点で質問や指摘をしています。当たり前と思っていたことを質問されることは、住友商事にとっても新鮮なようで、真摯な回答が返ってきます。さらに取締役間でも課題を指摘し合い、活発に議論しようとする意識が醸成されています。私は社外監査役として、企業の社会的な役割という面を含めた幅広い視点で経営に働きかけることで、住友商事の持続的な成長をサポートしていきたいと考えています。

インターナルコントロール・内部監査

住友商事グループは、全てのステークホルダーの皆様にも常に安心・信頼していただける企業集団であり続けるために、内部統制の強化に取り組んでいます。「インターナルコントロール」と「内部監査」は、いずれも内部統制システムの構成要素の1つであるモニタリングの手段として、重要な機能を果たしています。

インターナルコントロール

住友商事グループは、7つの事業部門と国内・海外の地域組織、全世界の多数のグループ会社によって構成され、幅広い分野でビジネスを展開しています。これらのビジネスは、住友商事グループの一組織が遂行する以上、どの業界に属し、どの地域にあっても、ステークホルダーの皆様のご期待にお応えできる一定水準以上の「業務品質」を保持していることが必要と考えています。

このような観点から、当社は2005年、チェックリストを用いた内部管理状況の総点検である「インターナルコントロール」に着手しました。この「インターナルコントロール」のチェックリストは、住友商事グループを構成する全ての組織が共通に保持すべき、リスク管理、会計・財務管理、コンプライアンスなど、組織運営全般にわたる管理のポイントを網羅した約350の点検項目により構成されています。

また、この点検作業が実効を伴ったものとなるよう、各項目で確認すべき内部統制行為（コントロール）の趣旨や本質的なポイントを、グループ会社を含めた全役職員に理解・浸透させるための取り組みにも注力しています。

「インターナルコントロール」の点検作業は、業種・業態、地域、規模の大小を問わず、全ての主要な事業拠点で行うこととし、全世界の500以上の拠点において実施されています。また、各拠点が自己点検した結果は、それぞれの事業部門や地域に置かれた総括部などがレビューを行い、その結果を踏まえて各組織毎に必要な改善活動が定期的に実施されており、住友商事グループの持続的な成長・発展に寄与しています。

■ 法的要請への対応

近年、社会的な要請の高まりを背景に、会社法、金融商品取引法において、相次いで内部統制システムの整備・評価が法制化されましたが、当社では、これらの法的要請についても、それ

に先駆けて実施してきた「インターナルコントロール」への取り組みをさらに強化する機会と捉え、一過性の対応ではない、持続的な取り組みを行っています。

2006年5月に施行された会社法では、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」の整備が求められていますが、当社では、既にさまざまな制度・仕組みを構築してきており、会社法の要求を満たす体制を整えています。

「インターナルコントロール」は、それらが十分に機能しているかどうかをモニタリングし、必要な改善を図っていくための仕組みとしても位置づけています。

また、2008年4月1日より適用の金融商品取引法に定める内部統制報告制度への対応についても、「インターナルコントロール」の成果や推進体制を有効活用しながら、同法の要請に沿った財務報告の信頼性に係る内部統制状況の評価を行っています。

適用2年目となった2010年3月期についても、初年度同様、必要な評価作業と改善を実施した結果、期末現在の財務報告に係る内部統制は有効と判断し、この評価結果に対して会計監査人からも無限定適正意見を得ています。

以上の取り組みを通じて、住友商事グループは「業務品質の向上」を継続的に追求しています。

内部監査

全社業務モニタリングのための独立した組織として、社長直属の内部監査部を置き、住友商事グループの全ての組織及び事業会社を対象としています。内部監査の結果については、毎月社長に直接報告するとともに、取締役会にも定期的に報告しています。内部監査部は、リスクマネジメント、コントロール及びガバナンス・プロセスの有効性について評価し、組織体の運営の価値向上に資しています。

コンプライアンス

当社は、企業を存続させ、信用を担保するには、法令遵守が企業活動の大前提であると認識し、明確な指針のもとでコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの徹底に努めています。

コンプライアンス指針・体制

当社では、会社の利益追求を優先するあまり、役職員個人が法令違反を起こすことは絶対にあってはならないと考えています。コンプライアンスを推進するために、社長直轄のコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス委員会では、コンプライアンス・マニュアルを作成し、全役職員に配布しています。このマニュアルには、重要分野として下欄の19項目のコンプライアンス指針を掲げ、コンプライアンス上で疑義が残るような行為は「やらない」ことを徹底しています。万が一、コンプライアンス上の問題が発生したときは、直ちに上司あるいは関係部署に報告し、最善の措置をとることを常日頃から徹底しています。

コンプライアンス啓発活動

イントラネットにコンプライアンス・マニュアルや各種法令に関するマニュアルなどを掲載し、常に最新版が閲覧できるようにしているほか、各種のコンプライアンス教育・啓発活動を推進しています。教育・啓発活動は、新人研修、新任管理職研修、新任理事研修など各種階層ごとの講習会や、各事業部門が主催する講習会及び全役職員を対象とした講習会によって実施しています。また、国内外で開催される各種会議の活用や、海外拠点・事業会社などを対象とした講習会を実施しています。また、全役職

員を対象としたeラーニング「コンプライアンス講座」を実施し、今後も新入社員などを対象に継続的に開講していく予定です。このeラーニングは事業会社にも展開しています。

スピーク・アップ制度

コンプライアンスの観点から問題が生じた場合、職制ラインによる報告ルートのほかに、コンプライアンス委員会に直接連絡できる制度として「スピーク・アップ制度」を導入しています。連絡窓口には監査役や社外の弁護士を加え、連絡ルートを拡充してきました。調査結果をフィードバックするため、情報連絡は頭名を原則としています。社内規程によって情報連絡者ならびに情報内容の秘密を厳守することや、情報連絡行為による連絡者本人への不利益な処遇がないことが保証されています。受け付けた情報については、コンプライアンス委員会により適切に処理されます。

スピーク・アップ制度の仕組み



コンプライアンス指針

営業活動における指針	社会の一員たる企業人としての指針	働きやすい職場を維持するための指針	私的行為についての指針
● 独占禁止法の遵守 ● 安全保障貿易管理 ● 関税・輸出入規制 ● 各種業法の遵守 ● 知的財産権の尊重及び保全 ● 不正競争の禁止 ● 情報管理 ● 環境保全 ● 海外における営業活動	● 贈収賄の禁止 ● 外国公務員に対する不正支払の防止 ● 政治献金 ● 反社会的勢力との対決	● 人権尊重* ● セクシュアルハラスメントの禁止 ● パワーハラスメントの禁止	● インサイダー取引規制 ● 利益相反行為の禁止 ● 情報システムの適切な使用

* 世界人権宣言に準拠しています。

リスクマネジメント

多様化するリスクに効果的に対処するため、住友商事のリスクマネジメントは、かつての「損失発生防止」を目的としたミクロ的な管理を中心とした手法から、「企業価値の極大化」を目的とするマクロ的な管理に軸足を移し、フレームワークを構築してきました。このフレームワークは、経営資源を効率よく運用するための重要なサポート機能を果たしており、経営計画とも深くリンクしています。

リスクマネジメントの目的

リスクマネジメントの位置づけが「企業価値の極大化」へ進化する中で、リスクの定義も「損失の可能性」から「リターンが計画から乖離する可能性」へと高度化してきたことを受け、以下3点をリスクマネジメントの目的としています。

- 1.「**業績安定**」：計画と実績の乖離を少なくして安定収益を確保すること。
- 2.「**体質強化**」：リスクを体力（株主資本）の範囲内に収め、リスク顕在化の場合にも事業に支障をきたさないようにすること。
- 3.「**信用維持**」：法令遵守などの社会的な責任を果たし、信用を維持すること。

リスクマネジメントの基本方針

当社は、計量化できる「計測可能リスク」と、計量化困難な「計測不能リスク」に、リスクを大別して管理しています。「計測可能リスク」は「価値創造リスク」、すなわち「リターンを得るためにとるリスク」であり、リスク量を体力の範囲内に収め、リスクに対するリターンを極大化することを基本方針としています。一方、「計測不能リスク」は「価値破壊リスク」、すなわち「ロスしか生まないリスク」であり、発生を回避する、もしくは発生確率を極小化するための枠組みづくりに注力しています。

具体的な管理の仕組み

計測可能リスクの管理

■ 投資リスク管理

投資案件は、いったん実施すると撤退の判断が難しく、撤退した場合の損失額が大きくなりがちです。そのため、入口から出口まで一貫した管理を行っています。投資の入口では、当社の資本コストを基に「ハードルレート」を上回る案件を厳選しています。特に、大型・重要案件については、投融資委員会において、案件取り進めの可否を十分に検討し、実施後に事業計画を大きく下回る案件に対してはバリュアップのための諸施策の立案・実

行をサポートしています。さらに、投資実施後に一定期間を経過しても、パフォーマンスが所定の基準を満たさない場合は、原則撤退するという「Exit Rule」を定めています。

■ 信用リスク管理

当社は、取引先の信用リスク管理に、当社独自の信用格付け（Sumisho Credit Rating=SCR）を用いています。このSCRでは、取引先の信用力に応じて合計9段階に格付けし、格付けに応じて与信枠設定の決裁権限を定め、格付けごとに1.5%~50%のリスクウェイトを設定しています。低格付けの取引先ほど与信設定権限者が上位になること、低格付け先のリスクアセットは相対的に大きくなることなどから、低格付け先に対する与信を減らそうとするインセンティブが働く仕組みとなっています。このSCRは当社の事業会社にも順次展開しており、信用リスク管理がグループレベルで深化するよう努めています。

■ 市場リスク管理

市況商品・金融商品の取引については、契約残高に限度枠を設定するとともに、半期または通期における損失限度額を設定し、潜在損失額（VaR（Value at Risk=潜在リスクの推定値）、若しくは期間損益が赤字の場合はVaRと当該赤字額の合計額）が、損失限度額内に収まっているか常時モニターしています。さらに、流動性が低下して手仕舞などが困難になるリスクに備え、各商品について先物市場ごとに流動性リスク管理も行っています。また、取引の確認や受渡し・決済、残高照合を行うバックオフィス業務や、損益やポジションを管理・モニターするミドルオフィス業務をフィナンシャル・リソースズグループが担当し、取引を執行するフロントオフィスと完全分離することで、内部牽制を徹底しています。

■ 集中リスク管理

グローバルかつ多様な事業分野においてビジネスを推進している総合商社では、特定のリスクファクターに過度な集中が生じないように管理する必要があります。当社では、特定の国・地域

に対するリスクエクスポージャーの過度な集中を防ぐために、カントリーリスク管理制度を設けています。また、12月に会議を開催し、特定分野への過度な集中を避けるとともに、企業価値の最大化に向けて、事業ポートフォリオのリバランスを行っています。

計測不能リスクの管理

訴訟などのリーガルリスク、事務処理ミスや不正行為などのオペレーショナルリスク、自然災害といった計測不能リスクは、リスクを負担してもリターンは全くありません。中には、発生頻度は低いものの、発生すれば経営に甚大な影響を及ぼしかねないものもあります。当社では、このような計測不能リスクの発生そのものを回避、もしくは発生する確率を極小化することをリスクマネジメントの基本方針としています。具体的には、内部統制の定期的かつ網羅的な点検のための制度である「インターナルコントロール」のチェックリストの中に、これら計測不能リスクへの対応状況を確認する項目を設けることにより、グローバル連結ベースでのモニタリングを実施しています。そして、その結果を踏まえた組織体制や業務フローの見直しを行うことを通じて、「業務品質」の継続的な向上を図っています。

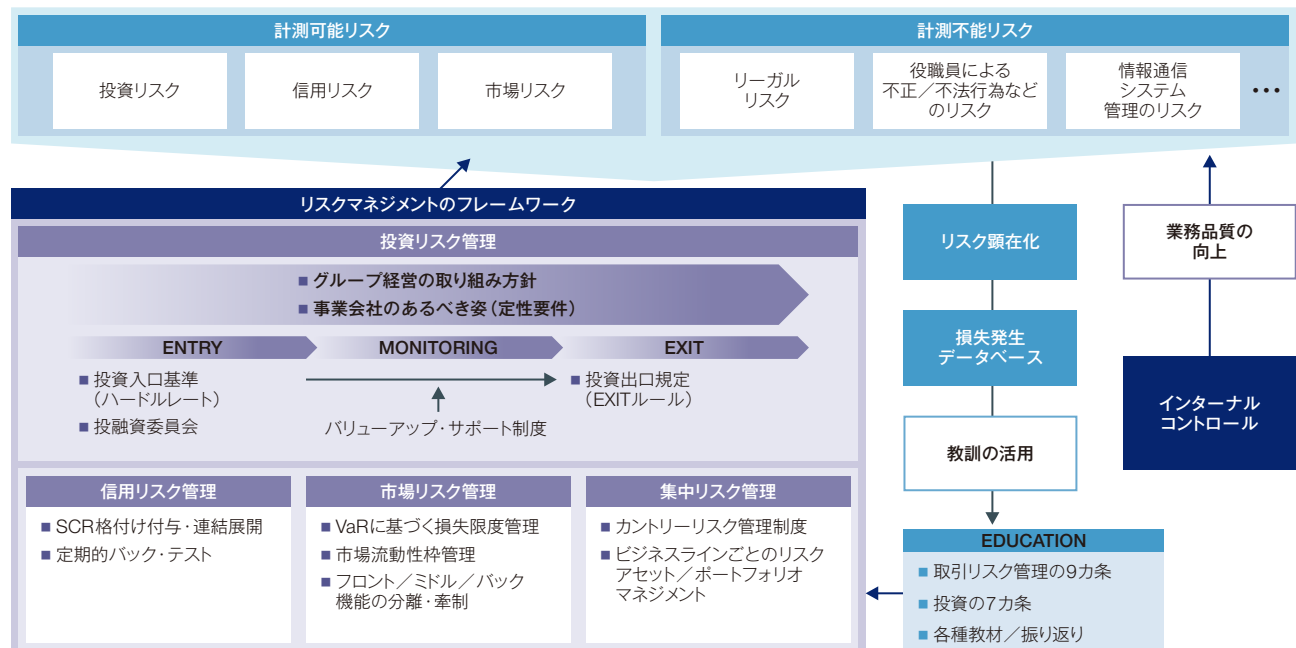
リスクマネジメントを定着させる仕組み

当社は、多様化したリスクに対して可能な限りのリスクマネジメント・フレームワークを整えてはいますが、ビジネスに伴う損失

を完全に防ぐことはできません。万一、損失事態が発生してしまった場合にはできるだけ早期に発見可能な体制を整えること、発見後は直ちに関係情報を収集・分析し、迅速かつ適切に対応するとともに、当該情報をマネジメント層・関係部署が共有することにより、損失の累増や二次損失の発生を抑止することに努めています。また、さまざまな損失事態情報を損失発生データベースにて集中管理するとともに、損失発生の原因を体系的に分析した上で、各種研修やさまざまな教材の作成・配布を通じてビジネスの現場にフィードバックすることで、一人ひとりのリスク管理能力のレベルアップを図り、同様の損失事態の再発を極力防止する仕組みを構築しています。

リスクマネジメントの不断の進化に向けて

当社は、過去10年程度の間、外部環境の変化に先んじた効果的なリスクマネジメントを実践するため、最先端の手法や枠組みを積極的に研究・導入することによって、現在のリスクマネジメントのフレームワークをつくってきました。しかし、外部環境は依然激しく変化し、これまで想定しなかった新しいモデルのビジネスが日々提案されています。このような状況に適時適切に対応するために、当社のリスクマネジメントは経営トップの主導のもと、進化を続けています。



企業の社会的責任(CSR)

「住友の事業精神」を表す言葉に“自利利他公私一如”があります。「住友の事業は、住友自身を利するとともに、社会・国家を利するものでなければならない」という意味であり、ここに示される社会との関わり合いのなかで企業活動を捉える考え方は、今日でいうCSRそのものです。この住友の事業精神は、「新たな価値を創造し、広く社会に貢献する」、「健全な事業活動を通じて豊かさと夢を実現する」という住友商事グループの経営理念につながり、私たちの企業活動における普遍的な価値観として根付いています。

当社グループのCSRに対する考え方：

当社グループは、経営理念の冒頭で「私たちは、常に変化を先取りして新たな価値を創造し、広く社会に貢献するグローバルな企業グループを目指します」というビジョンを掲げています。このビジョンを踏まえて責任ある企業活動を進めること、即ち、経営理念の実践こそが当社グループにとってのCSRにほかなりません。ステークホルダーとの関わり合いを深めながら、健全な事業活動と社会貢献活動を通じて、企業の立場から社会的課題の解決に向けて取り組み、持続可能な社会、即ち、全てのステークホルダーの豊かさと夢を実現することが、当社グループのCSRの基本であると考えています。

国連グローバル・コンパクトへの取り組み：

当社グループは、CSRに関する国際的なイニシアティブであり、当社グループの経営理念と共通の価値観を提唱する国連グローバル・コンパクト10原則を支持しており、常に10原則の価値観を企業活動に照らして改善点を見極め、より一層の企業価値向上に向けて取り組んでいます。

グローバル・コンパクト 10原則



【人権】

企業は、

原則1：国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、
原則2：自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである。

【労働基準】

企業は、

原則3：組合結成の自由と団体交渉の権利の実効的な承認を支持し、
原則4：あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、
原則5：児童労働の実効的な廃止を支持し、
原則6：雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。

【環境】

企業は、

原則7：環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、
原則8：環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、
原則9：環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。

【腐敗防止】

企業は、

原則10：強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に
取り組むべきである。

* 住友商事は、グローバル・コンパクト10原則が準拠する世界人権宣言を支持しています。

▶ 「社会と環境に関するレポート」

CSRの取り組みについては「社会と環境に関するレポート」をご覧ください。当社のWebサイトにも掲載しています。

<http://www.sumitomocorp.co.jp/society/report.html>

サプライチェーン CSRへの取り組み

国際社会が直面する地球環境問題や貧困・人権問題などは、グローバル規模で多様なバリューチェーンを構築する住友商事グループにとっても共通の社会的課題であり、サプライチェーンCSRの実践により、その改善・解決に向けて取り組んでいきます。

サプライチェーンCSR行動指針を制定

2009年11月、当社グループは持続可能なより良い社会の実現に向けて、取引先や事業パートナーとともに法令遵守・人権尊重・環境保全などの社会的責任を果たしていくため、当社グループの経営理念に基づき、「住友商事グループのサプライチェーンCSR行動指針」を制定しました。

一般にサプライチェーンCSRとは、自社だけでなく自社が関与するバリューチェーンを通じて、取引先や事業パートナーとともに責任ある企業活動を進めることを意味しています。私たちは、コア・コンピタンスである総合力を支えるビジネス基盤の一つであるグローバルリレーションを一層強固なものとするため、サプライヤーをはじめとする取引先や事業パートナーに対して

本指針への賛同と理解、実践を求め、関与するバリューチェーンにおいて、取引先や事業パートナーとともに社会的責任を果たしていきます。

住友商事グループのサプライチェーンCSR行動指針

1. 従業員の人権を尊重し、人権侵害に加担しない。
2. 強制労働・児童労働・不当な低賃金労働を防止する。
3. 雇用における差別を行わない。
4. 労使間の円滑な協議を図るため、従業員の団結権を尊重する。
5. 従業員に対する安全で衛生的かつ健康的な労働環境の提供に努める。
6. 地球環境の保全に努める。
7. 商品やサービスの品質・安全性を確保する。
8. 内外の関係法令及び国際的な取決めに遵守し、公正な取引を徹底するとともに、強要・贈収賄などあらゆる形態の腐敗の防止に努める。
9. 上記に関し、適時・適切な情報開示を行う。

グローバル 安全管理への取り組み

住友商事グループでは、「安全第一」を掲げ、事業展開を行っています。国内外での事件、事故、災害などに備えるため、役職員一人ひとりが日頃から危機意識を持ち、適切な安全確保策を認識し、行動に移すための啓蒙活動と、安全対策インフラの整備に取り組んでいます。

その取り組みの1つとして、製造・加工・倉庫業に関わる事業会社での労働災害も“ゼロ”を目指しており、各事業部門では、安全対策推進委員会を設置し、国内外で展開している事業会社とともに安全管理と労働災害防止の徹底に努めています。

安全意識の向上と事故防止に向けた取り組み

金属事業部門では、全ての事業会社において、基本書類として「安全マニュアル」「安全衛生管理規定」「作業手順書」の整備を完了し、従業員一人ひとりに対する安全管理に関する教育を徹底することで、未然に事故を防止する組織体制づくりに努めています。

また、世界各地でSCMを展開する鋼管本部においても、客先・請負会社・事業会社の社員と共に安全面での運営管理を行い、労災事故が起こりうるリスクを最小化する環境や業務体制を構築するとともに、従業員の安全意識の継続的向上に日々取り組んでいます。2009年度は、新たにアラスカのプルドベイ、パー

ス及びドバイにおいてリスクアセスメントを行いました。またウェブ上での安全に関する情報や各種データの収集システムを導入し、常時管理できる体制を構築しました。



インド・バーマーでのHSE*の専門家による作業確認風景

* HSE: Health, Safety and Environment

環境(生物多様性) への取り組み

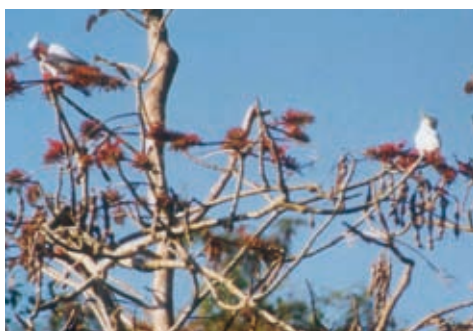
住友商事グループは、1999年に制定した環境方針において、「健全な事業活動を通じて、社会・経済の発展と地球環境との調和を目指す『持続可能な発展』の実現に向け努力する」ことを基本理念とし、基本方針の一つとして「自然生態系などの環境保全ならびに生物多様性の維持・保全に十分配慮する」ことを掲げ、事業活動の中で生物多様性の維持・保全に取り組んでいます。

バツヒジャウ銅・金鉱山プロジェクト

当社は事業パートナーとともに世界有数の銅・金鉱山であるバツヒジャウ鉱山(インドネシア)の開発を進めていますが、(1)環境・生態系へのインパクトの最小化、(2)ネガティブ・インパクトの早期回復、(3)生態系の改善・保護、(4)コミュニティ開発への協力を、事業者が果たすべき社会的責務として本業の中に位置づけ、現地政府やコミュニティ、NGOと緊密に対話・協力しつつ、開発・操業と並行して環境・生態系の保全に努めています。

取り組み事例

- ・開発面積の最小化、鉱山廃水循環利用設備の導入による河川排出ゼロ化などを実施。
- ・採掘地域の在来種による早期自然回復を図り、8年にわたる大規模実験を経て現地に適した独自の整地・再緑化技術を開発し、閉山を待たず即時修復・緑化を実施。
- ・鉱山周辺に生息する希少種のオウムを保護するため、現地政府やコミュニティとの対話・協力を通じた相互理解のもと、捕獲防止対策(広報・教育、道路封鎖など)、営巣樹植林などを実施。
- ・近隣地域の環境を保全するため、現地コミュニティやNGOとの対話・協力を通じた相互理解のもと、絶滅危惧種であるウミガメの産卵保護、サンゴ礁回復などのプログラムを実施。



希少種のオウム“コバタン”を保護

チェルネイレス木材ビジネスプロジェクト

当社は、総合林産企業のチェルネイレス社(ロシア)と強固な信頼関係を構築し、地球環境への配慮なくして事業の持続的発展はないという共通の理念のもと、持続可能な木材ビジネスを追求しています。

森林保全の取り組み

ロシア極東・沿海州に広がるチェルネイレス社の林区は、樹齢100年超の樹木が多く生育し、しかも針葉樹と広葉樹が混交している世界的に非常に珍しい地域です。当社とチェルネイレス社は、この貴重な資源を絶やさずに事業を進めるため、伐採区を常状にとる「列状伐採方式」を採用し、伐採後の土地に側方の木々から種子を飛ばすことによって、自然な森林再生を促しています。また、伐採後の土地の自然再生には約100年を要するため、伐採量を木材蓄積量の約150分の1に制限し、成長量が伐採量を上回る状態を保っています。

アムールトラの生息数増加

ロシアでは近年、森林の大規模開発や違法伐採を背景に、絶滅危惧種であるアムールトラの生息数が激減しています。しかし、チェルネイレス社の林区では、食物連鎖の起点となるベニ松などの伐採規制の成果として、アムールトラの生息数が増えてきているとWWF(世界自然保護基金)のレポートで報告されています。



絶滅危惧種のアムールトラが生息する林区を保護

社会貢献への 取り組み

住友商事グループは、社会の持続的発展を担う次世代人材の育成支援、並びに、事業活動の場である内外地域社会への貢献を軸として、社会貢献活動を推進しています。また、企業市民として、さまざまな活動に参加しています。

住友商事奨学金によりアジアの大学生の学業を支援

当社は、商事活動50周年にあたる1996年に「住友商事奨学金」を創設し、中国、ベトナム、インドネシア、タイなどアジア各国の大学生への奨学金支給を通じて、開発途上にあるアジア各国の将来を担う人材の育成を支援しています。

2009年度の奨学生数は11カ国41大学の約970名、1996年からの累計は延べ約1万명에上り、奨学金を活用して学業を終えた卒業生は各国のさまざまな分野で活躍しています。

本奨学金は、当社の各地域組織（海外法人、駐在員事務所）と連携して運営されており、各拠点では、それぞれの国・地域の特性に合わせた運営を通じて、事業活動の場である地域社会と

の関わり合いを深めています。グローバルな拠点網を有する当社ならではの社会貢献活動であり、15年間にわたる継続的な取り組みは、それぞれの地域で高く評価されています。



モンゴル国立大学での15周年記念式典の様子
（式典後に現役・卒業生による同窓会を開催）

FOCUS'10 住友商事の人材戦略

FOCUS'10では、人材戦略として「人材育成の更なる強化と多様な人材の活躍促進」に取り組んでいます。その中で、「個々人の更なるパワーアップ」「各組織の人材マネジメント力の強化」「連結ベースでの人材力強化」「グローバル人材の一層の育成・活躍」を、4つの柱として各種施策を積極的に展開しています。

「個々人の更なるパワーアップ」という観点では、グローバルリーダーの育成を目的として、企業内大学である住商ビジネスカレッジで開催している269の講座を通じた、ビジネススキル・知識の習得、リーダーシップ開発に加え、現場での経験と全社的・経営管理的視点の双方を兼ね備えた人材の育成を目的とした、事業部門とコーポレート部門間の育成的ローテーションを推進しています。

「連結ベースでの人材力強化」「グローバル人材の一層の育成・活躍」という観点では、グローバルビジネスのさらなる強化を目的として「人材の現地化」を推進しており、その一環として、階層別（実務担当者、マネージャー、経営幹部）の「ナショナルスタッフ研修」を行っています。この研修では、世界各国で働くナショナルスタッフが東京本社に会して、住友の事業精神や住友商事グループの経営理念の再確認を通じた、当社グループの一員としてのDNAの共有や一体感の向上、経営方針や経営戦略に関する情報共有、ファイナンス、リスクマネジメント、コン

プライアンスなど各種講義によるスキルアップ、さらには日本人スタッフも参加しての合同プログラムを実施しています。昨年度は計11回実施し、183名の海外店舗・事業会社のスタッフが参加しました。



海外拠点ナショナルスタッフと本社スタッフとの合同研修。バックグラウンドが異なる世界各国のスタッフとの意見交換を通じ、自身の気付きの良い機会となっている。

役員

(2010年7月1日現在)



荻村 道男
副社長

岡 素之
会長

加藤 進
社長

大森 一夫
副社長

取締役及び監査役

取締役会長
岡 素之

取締役社長
加藤 進

取締役
大森 一夫

取締役
荒井 俊一

取締役
北川 信夫

取締役
濱田 豊作

取締役
守山 隆博

取締役
加納 岳

取締役
中村 邦晴

取締役
川原 卓郎

取締役
大澤 善雄

取締役
阿部 康行

常任監査役(常勤)
大久保 憲三

監査役(常勤)
三浦 一郎

監査役(弁護士)
原田 明夫*

監査役(公認会計士)
藤沼 亜起*

監査役(弁護士)
仁田 陸郎*

(注1) 取締役は、すべて代表取締役です。
(注2) *は、社外監査役です。

執行役員

■ 社長

加藤 進

■ 副社長執行役員

荻村 道男

アジア総支配人、
アジア住友商會社社長

大森 一夫

輸送機・建機事業部門長

■ 専務執行役員

品川 道久

米州総支配人、
北米住友商事グループCEO、
米国住友商會社社長

森 修一

関西ブロック長

荒井 俊一

金属事業部門長

北川 信夫

生活産業・建設不動産事業部門長

梶原 謙治

中国総代表、
中国住友商事グループCEO、
中国住友商會社社長

濱田 豊作

CFO、
フィナンシャル・リソースズグループ長

守山 隆博

インフラ事業部門長

加納 岳

コーポレート・コーディネーション
グループ長

中村 邦晴

資源・化学品事業部門長

■ 常務執行役員

佐々木 新一

生活産業・建設不動産事業部門長補佐、
生活資材本部長

川原 卓郎

人材・総務・法務グループ長

大澤 善雄

メディア・ライフスタイル事業部門長

阿部 康行

新産業・機能推進事業部門長

富樫 和久

金属事業部門長補佐、
鉄鋼第三本部長

竹内 一弘

アジア副総支配人、
アジア住友商會社副社長

石田 新一

輸送機・建機事業部門長補佐、
建設機械事業本部長

曽根 貴史

CIS支配人、欧州総支配人補佐

日高 直輝

中部ブロック長

大橋 茂

メディア・ライフスタイル事業
部門長補佐、
ライフスタイル・リテイル事業本部長

土井 雅行

経営企画部長

降旗 亨

資源・化学品事業部門長補佐、
資源第二本部長

猪原 弘之

フィナンシャル・リソースズ
グループ長補佐、
財務部長

中村 勝

欧州総支配人、
欧州住友商事グループCEO、
欧州住友商事ホールディング会社社長、
欧州住友商會社社長

■ 執行役員

中村 仁

内部監査部長

平尾 浩平

通信・環境・産業インフラ事業本部長

鐘ヶ江 倫彦

電力・社会インフラ事業本部長

町田 清美

自動車事業第二本部長

岩澤 英輝

フィナンシャル・リソースズ
グループ長補佐、
コーポレートリスク管理部長

武内 彰

資源第一本部長

高畑 恒一

主計部長

幸 伸彦

ライフサイエンス本部長

小川 潔

法務部長

溝渕 寛明

新事業推進本部長

関内 雅男

非鉄金属製品本部長

杉森 正人

北米住友商事グループEVP兼CFO、
北米コーポレート・コーディネーション
グループ長、
米国住友商會社副社長兼CFO、
米州総支配人補佐

関根 豊

輸送機・建機総括部長